

給与の種類	支給条件		支給日	備考																																								
	支給対象者	支給率又は支給額																																										
10 勤勉手当	基準日に在職する職員及び基準日前1月以内に退職又は死亡した職員。		(給料+教職調整額)×期間率																																									
	6月1日	50	6月30日 (59.5.1改定)	51 4 1改定																																								
	12月1日	100																																										
12月1日	60																																											
			12月10日 (59.5.1改定)																																									
11 寒冷地手当	(1) 支給対象職員		(1) 基準額																																									
	① 基準日に在職する場合		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">事項 級地</th> <th rowspan="3">定率 分</th> <th colspan="3">定額</th> </tr> <tr> <th colspan="2">世帯主である職員</th> <th rowspan="2">他の職員</th> </tr> <tr> <th>扶養親族あり</th> <th>扶養親族なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5級地</td> <td>%</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>4級地</td> <td>30</td> <td>63,100</td> <td>42,000</td> <td>21,000</td> </tr> <tr> <td>3級地</td> <td>23</td> <td>49,100</td> <td>32,800</td> <td>16,400</td> </tr> <tr> <td>2級地</td> <td>17</td> <td>36,100</td> <td>24,000</td> <td>12,000</td> </tr> <tr> <td>1級地</td> <td>12</td> <td>25,900</td> <td>17,200</td> <td>8,600</td> </tr> <tr> <td>1級地</td> <td>7</td> <td>14,000</td> <td>9,400</td> <td>4,700</td> </tr> </tbody> </table>		事項 級地	定率 分	定額			世帯主である職員		他の職員	扶養親族あり	扶養親族なし	5級地	%	円	円	円	4級地	30	63,100	42,000	21,000	3級地	23	49,100	32,800	16,400	2級地	17	36,100	24,000	12,000	1級地	12	25,900	17,200	8,600	1級地	7	14,000	9,400	4,700
	事項 級地	定率 分	定額																																									
			世帯主である職員				他の職員																																					
			扶養親族あり	扶養親族なし																																								
	5級地	%	円	円	円																																							
	4級地	30	63,100	42,000	21,000																																							
	3級地	23	49,100	32,800	16,400																																							
	2級地	17	36,100	24,000	12,000																																							
	1級地	12	25,900	17,200	8,600																																							
1級地	7	14,000	9,400	4,700																																								
② 基準日の翌日から翌年の2月末日までの間に採用された場合(支給割合による)																																												
③ 基準日の翌日から翌年の2月末日までの間に無給退職者等から寒冷地において復職した場合(支給割合による)																																												
(2) 追給対象職員(追給割合による)		(2) 附加定額																																										
寒冷地手当の支給を受けた者に、基準日の翌日から翌年の2月末日までの間に次の事由が生じた場合		(4・5級地に勤務する職員)																																										
① 支給額の低い級地へ異動した場合		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">事項 級地</th> <th colspan="2">世帯主である職員</th> <th rowspan="2">他の職員</th> </tr> <tr> <th>扶養親族あり</th> <th>扶養親族なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5級地</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>4級地</td> <td>26,100</td> <td>17,400</td> <td>8,700</td> </tr> <tr> <td>4級地</td> <td>13,000</td> <td>8,600</td> <td>4,300</td> </tr> </tbody> </table>		事項 級地	世帯主である職員		他の職員	扶養親族あり	扶養親族なし	5級地	円	円	円	4級地	26,100	17,400	8,700	4級地	13,000	8,600	4,300																							
事項 級地	世帯主である職員		他の職員																																									
	扶養親族あり	扶養親族なし																																										
	5級地	円	円	円																																								
4級地	26,100	17,400	8,700																																									
4級地	13,000	8,600	4,300																																									
② 支給額の低い世帯等の区分になった場合																																												
③ 支給額の低い退職給の割合になった場合																																												
④ 有給退職者が復職した場合																																												
(3) 返納対象職員(返納割合による)		(3) 支給割合																																										
寒冷地手当の支給を受けた者に、翌年の1月末日までの間に次の事由が生じた場合		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">時期の区分</th> <th colspan="2">割合</th> </tr> <tr> <th>支給地域以外の地域からの異動の場合</th> <th>その他の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準日の翌日から11月末日まで</td> <td>100 100</td> <td>80 100</td> </tr> <tr> <td>12月1日から12月末日まで</td> <td>75 100</td> <td>60 100</td> </tr> <tr> <td>1月1日から1月末日まで</td> <td>50 100</td> <td>40 100</td> </tr> <tr> <td>2月1日から2月末日まで</td> <td>25 100</td> <td>20 100</td> </tr> </tbody> </table>		時期の区分	割合		支給地域以外の地域からの異動の場合	その他の場合	基準日の翌日から11月末日まで	100 100	80 100	12月1日から12月末日まで	75 100	60 100	1月1日から1月末日まで	50 100	40 100	2月1日から2月末日まで	25 100	20 100																								
時期の区分	割合																																											
	支給地域以外の地域からの異動の場合	その他の場合																																										
基準日の翌日から11月末日まで	100 100	80 100																																										
12月1日から12月末日まで	75 100	60 100																																										
1月1日から1月末日まで	50 100	40 100																																										
2月1日から2月末日まで	25 100	20 100																																										
① 支給額の低い級地へ異動した場合																																												
② 支給額の低い世帯等の区分になった場合																																												
③ 支給額の低い退職給の割合になった場合																																												
④ 有給退職者以外の者が有給退職者になった場合																																												
⑤ 無給退職者等となった場合																																												
⑥ 職員でなくなった場合(ただし死亡を除く)																																												
		(4) 追給割合																																										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">時期の区分</th> <th colspan="2">割合</th> </tr> <tr> <th>①寒冷地手当の額の異なる地域への異動の場合</th> <th>②その他の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準日の翌日から11月末日まで</td> <td>100 100</td> <td>80 100</td> </tr> <tr> <td>12月1日から12月末日まで</td> <td>75 100</td> <td>60 100</td> </tr> <tr> <td>1月1日から1月末日まで</td> <td>50 100</td> <td>40 100</td> </tr> <tr> <td>2月1日から2月末日まで</td> <td>25 100</td> <td>20 100</td> </tr> </tbody> </table>		時期の区分	割合		①寒冷地手当の額の異なる地域への異動の場合	②その他の場合	基準日の翌日から11月末日まで	100 100	80 100	12月1日から12月末日まで	75 100	60 100	1月1日から1月末日まで	50 100	40 100	2月1日から2月末日まで	25 100	20 100																								
時期の区分	割合																																											
	①寒冷地手当の額の異なる地域への異動の場合	②その他の場合																																										
基準日の翌日から11月末日まで	100 100	80 100																																										
12月1日から12月末日まで	75 100	60 100																																										
1月1日から1月末日まで	50 100	40 100																																										
2月1日から2月末日まで	25 100	20 100																																										
		(注) 追給事由が重複し、事由の中に級地区分の高い地域への異動が含まれている場合は①の割合による。																																										